

人権教育及び人権啓発推進
さいたま市基本計画

さいたま市

はじめに

人権とは、何人にも保障されている人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利であり、人が幸せに生活できるため社会において認められた自由です。また、日本国憲法において「国民は、基本的人権の享有を妨げられない」、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」とされています。

さいたま市では、人権の尊重社会の実現を市政の重要な柱の一つとして、全庁的な体制により様々な人権問題を解消するための施策を総合的に推進するため、平成13（2001）年8月に「人権教育及び人権啓発推進本部」を設置し、同年12月に「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」を策定いたしました。本計画では、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ることに視点を置き、人権が尊重される差別のないさいたま市の実現を目標としており、これまで差別や偏見の解消のため様々な施策を講じてまいりました。

近年、個別の人権課題の早期解消に向けた法整備が進む一方、高齢化、情報化、価値観の多様化など社会情勢の複雑化に伴い、新たな人権問題が顕在化してきていると感じております。このたび、今後の人権教育及び人権啓発に係る施策をさらに効果的に推進していくため、現行計画の見直しを行いました。

様々な人権問題が依然として存在するなかで、あらゆる差別や人権問題を解消していくためには、国籍や人種、宗教、性別、年齢、価値観、障害の有無など、様々な個性を持った人が存在するという認識のもと、一人ひとりがお互いに尊重するとともに認め合い活かしあう、多様性への理解と受容の意識を醸成していくことが重要であると考えております。

今後は、市民の皆様とともに、多様な人々が共存、また、共生できる社会の創造に向けて全力で事業を推進し、人権意識にあふれるさいたま市の実現に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年4月

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部

本部長　さいたま市長　清水　勇　人

目 次

はじめに

	ページ
1 基本計画の策定に当たって	
(1) 基本計画の策定の背景	1
(2) 基本計画の目標	3
(3) 基本計画の理念	3
(4) 基本計画の考え方	4
2 人権教育、人権啓発の現状と課題への対応	
(1) 本市の取り組み	5
(2) 各種人権問題の現状と課題への対応	6
① 同和問題	6
② 女性の人権問題	7
③ 子どもの人権問題	9
④ 高齢者の人権問題	11
⑤ 障害者の人権問題	12
⑥ 外国人の人権問題	13
⑦ HIV感染者等の人権問題	14
⑧ アイヌの人々の人権問題	15
⑨ 刑を終えて出所してきた人の人権問題	15
⑩ 犯罪被害者とその家族の人権問題	15
⑪ インターネットを悪用した人権問題	16
⑫ 性的少数者の人権問題	16
⑬ その他様々な人権問題	16
3 基本計画の具体的な推進	
(1) たくましく豊かに生きる力をはぐくむ教育の推進	
① 就学前教育機関における人権教育、人権啓発	18
② 学校における人権教育、人権啓発	19
③ 教職員研修の充実	19
(2) あらゆる場における人権教育、人権啓発の推進	
① 隣保館、集会所、男女共同参画推進センター、公民館等公共施設に おける人権教育、人権啓発	20
② 社会教育関係団体における人権教育、人権啓発	20

③ 家庭、地域における人権教育、人権啓発	20
④ 企業における人権教育、人権啓発	21
(3) 特に人権と関わりの深い者に対する人権教育、人権啓発の推進	
① 市職員	21
② 学校教育関係者	22
③ 社会教育関係者	22
④ 福祉関係者	22
⑤ 保健、医療関係者	23
⑥ マスメディア関係者	23
(4) 地域に密着したきめ細かい啓発活動の推進	
① 学習環境の整備	24
② 効果的な啓発手法の研究、開発	24
③ 啓発資料の作成、活用	24
④ 視聴覚教材等の整備	24
⑤ 情報の提供	25
⑥ 人材の育成	25
⑦ イベントの開催	25
(5) 様々な人権問題に対する相談システムの充実	
① 相談事業の充実	26
② 相談システムの充実	26

4 基本計画の実現

1 推進体制の整備	27
2 連携、協力体制	27
3 計画の評価と見直し	27

参考資料

1 さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱	28
2 世界人権宣言 (抜粋)	32
3 日本国憲法 (抜粋)	34
4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	35
5 人権教育のための国連10年国内行動計画	37

1 基本計画の策定に当たって

(1) 基本計画の策定の背景

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、戦争がいかに人権を侵害するものか、また、平和がいかにかけがえのないものであるかを学びました。その反省と平和の願いから、昭和23（1948）年の第3回国際連合（国連）総会において「すべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、今日の基本的人権の考え方を示すもので差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和の実現に通じるとしたものです。

その後、国連においては、その宣言の精神を実現するために「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」など、国際的に法的拘束力を持つ数多くの条約を採択するとともに「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」などの国際年を設定し、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを各国に働きかけてきました。

しかし、世界の人々の願いにもかかわらず冷戦構造崩壊後においても、依然として世界各地で地域紛争や民族紛争が多発しております。これらの紛争の背景には、宗教、人種、民族間の対立や偏見などの存在が大きな原因のひとつであるといわれていますが、多くの人たちの尊い生命が奪われるという誠に深刻な人権問題となっています。

こうした状況のなかで、人類は「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところには平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。そして、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となって、様々な人権問題を国際的に解決していこうとする人権尊重の機運が高まってきました。

平成5（1993）年世界人権宣言採択45周年を機にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、すべての人権が普遍的であり、人権尊重が国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性が指摘されました。さらに、翌年の平成6（1994）年の第49回国連総会においては、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、国際的に人権教育を積極的に推進するための具体的な目標を定めた「行動計画」が示されました。

これを受け、我が国におきましても、平成7（1995）年12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9（1997）年7月には「国内行動計画」が策定されました。

また、同年3月には、地域改善対策協議会の意見具申などをもとに、「人権擁護施策推進法」が5年間の時限法として施行され、設置されました人権擁護推進審議会は「人権が共存する人権尊重社会の実現を図るためには人権教育・人権啓発に関する施策を一層推進し、国民一人ひとりに人権尊重の理念について、正しい理解が十分定着するよう努めることが重要

である」との「人権教育及び人権啓発に関する答申」を公表しました。

このような状況を踏まえ、あらゆる差別の解消と人権意識の確立に向けた人権教育、人権啓発を一層推進する必要があることから人権の教育・啓発に関わる法律制定を求める声が高まって、議員立法により「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12（2000）年12月施行されました。この法律は、人権教育・人権啓発の枠組みを定めたものであり、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、基本理念にのっとり、「国との連携を図りつつ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定したものです。

この法律に基づき、国は「人権教育のための国連10年」国内行動計画などを踏まえて「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14（2002）年3月に公表しました。また、人権擁護推進審議会から平成13（2001）年5月に「人権救済の在り方について」、12月に「人権擁護委員制度の改革について」という2つの答申が出されましたが、これを受けて政府は翌年3月に「人権擁護法案」を提出しました。この法案は、現行の人権擁護制度を抜本的に改革し独立性の高い人権委員会のもとで、人権侵害に対する救済と人権啓発の推進を図ろうとするものです。

しかしながら、設置される予定の人権委員会の独立性や実効性の確保について、パブリックコメントをはじめとして日本弁護士協会など各方面から反対や批判が続出し、継続審議を経て最終的に廃案となりました。

本市におきましても、国内行動計画を踏まえ、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進についての具体化に向け、また、関係各課の行政課題を横断的に取り組む体制を整備するため、平成13（2001）年8月に市長を本部長とする人権教育及び人権啓発推進本部を設置し、全庁的な体制での取り組みを開始しました。

推進本部では、平成13（2001）年12月に「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」を、さらに基本計画の実現に向け具体的な施策として具体的に推進するために翌年3月には「人権教育及び人権啓発推進さいたま市実施計画」をそれぞれ策定しました。

また、平成15（2003）年4月には全国で13番目の政令指定都市へと移行しましたが、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた都市基盤整備を進め、すべての市民が生きがいのある健やかな暮らしを送れるよう、政令指定都市にふさわしい活力ある自立都市づくりに市民と協働して取り組んでいます。

差別のない明るく住みよい「さいたま市」の実現に向け、市民一人ひとりのダイバーシティ（多様性）やインクルージョン（受容性）への理解を推進し、個々の違いを受け入れ、認め合う意識を持つとともに、あらゆる分野の人々が人権について生涯にわたり総合的に学習し、その成果を日常の生活の場において実践していくことによる「さいたま市における人権文化の確立」を目的として、基本計画を策定するものです。

(2) 基本計画の目標

国連は、行動計画のなかで「人権教育」を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、計画を推進する上での人権教育の一般的な指導原則や目的を明示するとともに、すべての国に対して国内行動計画を策定し、人権教育の強化に努めるよう求めています。

また、我が国の行動計画では、近年、著しい国際化、ボーダーレス化の進展、さらには、社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等の状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが要請されています。このため、人権に関する教育の一層の充実を図る必要があることから、すべての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すとともにあります。また、憲法に定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供の努力を積極的に行うことを目標としています。そのため、人権教育を進めるに当たっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組みを強化するとともに、重要課題である同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人などの人権問題について取り組むこととしております。さらに、「人権教育・啓発に関する基本計画」では人権課題を「犯罪被害者等」「インターネットによる人権被害」「同性愛者への差別や性的指向に係る問題」などを新たな課題としてあげています。

本市におきましては、国の「人権教育国連10年国内行動計画」及び「人権教育・啓発推進法」と同法に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」において示された内容を踏まえ、人権文化を構築していく取り組みを推進しています。

今後の人権教育及び人権啓発の具体的な推進に当たっては、本基本計画を指針として、人権文化を構築する主役は社会を構成している市民一人ひとりであることから、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ることに視点を置き、一人ひとりが「差別をしない」「差別をさせない」「差別を許さない」という態度と「問題を解決していく力」を身に付け、人権が尊重される差別のない明るい「さいたま市」の実現を目指します。

(3) 基本計画の理念

人権教育及び人権啓発の推進は、市民並びに人権に関係する諸団体と連携を図りながら学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、その発達段階に応じ人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう多様な機会の提供、効果的な手法の採用、市民の自主性の尊重及び実施機関の中立性を確保し、人権教育・啓発に関する各種施策を進めることにより、人権文化の構築を目指すことを基本理念とします。

(4) 基本計画の考え方

- ① 人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画は人権教育のための国連10年の「国内行動計画」及び「人権教育及び人権啓発推進法」を踏まえ、さいたま市における人権教育・啓発の各種施策の方向性を示すものです。
- ② この基本計画は、人権文化の構築を目標とした取り組みを明らかにし、人権教育・啓発についての具体的な課題と推進を示すものです。
- ③ 各種施策の実施に当たっては、この基本計画をもとに人権尊重に十分配慮し、効果的な取り組みを実施するものです。
- ④ 市職員や教職員はもとより市民一人ひとりが人権尊重の精神を培い、人権意識に根ざした具体的な実践活動を推進していくための指針となるものであり、関係機関及び企業等においてもこの基本計画の趣旨に沿った自主的な取り組みを求めるものです。
- ⑤ この基本計画は、国連や国の動向、社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて見直すこととします。

2 人権教育、人権啓発の現状と課題への対応

(1) 本市の取り組み

さいたま市は、平成13（2001）年5月1日に浦和市、大宮市、与野市の3市が合併して埼玉県下で初めての100万都市として誕生しました。さらに、平成15（2003）年4月1日には政令指定都市へと移行しましたが、これに先立って都市づくりの基本理念と目指すべき将来都市像を掲げた「さいたま市総合振興計画基本構想」を策定しました。基本理念の一つである「人と自然の尊重」は、「一人ひとりの市民が互いを思いやり、積極的な交流を図りながら、私たちが生きる環境を大切に、人と自然を尊重した都市づくりを進めます」とし、将来都市像の実現に向けた施策展開を図っています。

本市においては、人権が尊重される社会の実現を市政の重要な柱の一つとして、各種の課題解決に向けた施策や事業の推進に必要な基本計画の策定事務を進めながら、重要課題である同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など様々な差別や偏見の解消を目指した人権教育・啓発に取り組んでいるところです。

差別のない明るい社会を構築するため、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、人権意識に根ざした学習を進めているほか、広報紙への掲載をはじめ啓発冊子の配布、講演会、研修会、人権パネル展の開催、また、小・中学校の児童生徒を対象とした人権標語等の募集などを行い、人権意識の高揚に努めています。しかしながら、人権問題に対する正しい理解や認識が深まってはきていないものの、それぞれの課題が絡み合ったり、自分の権利意識だけが優先するなど自己中心的といった現象も生じてきています。

このようなことから、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題が重要課題となっています。特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、あるいはインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示、LGBT等の性的少数者に対する差別や偏見等の新たな人権問題が発生しています。また、犯罪被害者とその家族に対する過剰な取材によるプライバシーの侵害や名誉毀損、さらには少年事件等の被疑者及びその家族にも同様な人権問題が指摘されています。

ドメスティック・バイオレンス(DV) 夫(恋人)からの暴力。婚姻しているかいないかにかかわらず、親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力を指す。交際している二人の間に起きる暴力は、デートDVと呼ばれている。

人権問題は固定的なものではなく、社会の変化に伴って様々な差別事象が依然として見られることや、人権問題に対しての無関心など、差別や偏見が完全に払拭されたとは言い難く、多くの課題が残されています。あらゆる差別や偏見の解消のためには、市民一人ひとりが個々の違いを受け入れ、認め合う意識を持つことが必要です。

今後においても、人権問題の解決に向け市民一人ひとりが様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活における態度や行動に現れるよ

うな、人権感覚を更に高めるための総合的で体系的な人権教育・啓発を推進していく必要があります。

(2) 各種人権問題の現状と課題への対応

① 同和問題

同和問題は、我が国固有の人権問題で、歴史的発展の過程の中で形成された身分制度に起因するもので、今日においても日本国民の一部の人々が憲法に定められている市民的権利と自由が完全には保障されていないという、基本的人権に関わる重大な社会問題です。

同和対策事業は、同和問題を本格的に審議する場として設けられた同和対策審議会から昭和40(1965)年に出された答申を踏まえ、昭和44(1969)年に施行された「同和対策事業特別措置法」に基づき、実態的較差の是正のための環境改善対策及び心理的差別解消のための教育、啓発対策に取り組んできました。

その後、法律の失効に伴って「地域改善対策特別措置法」、そして「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」へと引き継がれました。そして、平成8(1996)年には地域改善対策協議会において地対財特法の期限後における「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申が出されました。その内容は、平成5(1993)年に実施された同和地区実態把握等調査の結果について、生活環境等の物的な基盤整備は概ね完了するなど着実に成果を上げましたが、教育問題、不安定就労問題、産業面での問題など較差が今なお存在し、また、差別意識は着実に解消に向け進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在しています。さらに、人権侵害も生じている状況も見られ、その際の対応も十分とは言えないとしています。

このような状況を踏まえ、一部の事業については平成13(2001)年度まで法的措置を講じることとし、さらに平成9(1997)年には「人権擁護施策推進法」が施行され、調査、審議をするため設置された人権擁護推進審議会において、教育、啓発推進の基本的事項及び人権が侵害された場合における被害者の救済についての答申が出されました。

国では、あらゆる差別の解消と人権意識の確立に向けた人権教育・啓発を一層推進する必要があることから、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。そして、平成14(2002)年3月末で33年間にわたって施行されてきた同和対策に関する特別措置法が失効しました。

本市では、同和問題の解決のための法律が施行されて以来、四半世紀余りにわたって同和対策事業を積極的に推進してきました。その結果、実態的差別の解消に向けての環境改善など物的な基盤整備については大きな成果を挙げ、所期の目的は達成したものと考えております。

しかしながら、心理的差別の解消については、着実に解消の方向へ進んではいるものの差別事件は後を絶たない現状があり、今後も引き続き差別意識の解消へ向けて取り組みを進め

ていく必要があります。

昭和50（1975）年に発覚した「部落地名総鑑事件」は、全国の被差別部落の地名、所在地、戸数、職業などを掲載したリストを出版・販売し、会社では社員採用の際、個人では結婚相手が部落出身かどうか、身元を調査するために利用した極めて悪質な差別事件でしたが、20年余が経過した平成8（1996）年にも、調査会社が多くの企業から依頼を受け、履歴書をもとに就職希望者が被差別部落出身かどうか、宗教、思想、民族は何かといった身元調査を行っていたことが明らかとなりました。これらの差別事件は、いかに差別意識が根深いかを端的に示すもので大きな社会問題となりました。

<p>部落地名総鑑事件</p> <p>1975年に全国の被差別部落の所在地や戸数、主な職業などを記載した差別図書で、就職の際などの身元調査に利用され、全国的に問題となった。</p>
--

この他にも差別落書や差別発言といった差別事象が発生していることから被差別部落に対する差別意識が根強く存在していることは明らかで、また、近年、インターネットを利用した差別的情報が掲載された差別ハガキが大量に送付されたりするなど、悪質、陰湿化の傾向にあります。

依然として部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28（2016）年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての国民に基本的人権の享受を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

同和問題の解決に向けての平成14（2002）年度以降における様々な取り組みは、特別措置法失効に伴い一般対策を活用して実施することとなりましたが、その中心的課題は、進学率などの教育較差の解消や就労状況の改善のほか、特に、心理的差別の解消であり今後とも「教育」と「啓発」を積極的に推進することが求められています。

このような課題を解決する中心的役割を担うのは同和教育であり、社会同和教育と学校同和教育を通じて人権尊重の意識の高揚を図り、同和問題を正しく認識して、差別や偏見をなくしていくことのできる態度の育成に取り組んでいるところです。また、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市民及び企業などを対象に講演会や研修会を開催するとともに、広報媒体の活用など多様な手法を用いながら推進しています。

今後においても、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、これまで積み上げてきた成果と手法を踏まえ、問題解決のための指導者の育成及び研修会では参加体験型の討論会を導入するなど、総合的・体系的な人権及び同和教育・啓発を推進していきます。

② 女性の人権問題

女性の人権については、昭和50（1975）年の「国際婦人年」以降、昭和54（1979）年の国連総会において世界の女性の地位向上に向けた憲法ともいえるべき「女子差別撤

廃条約」の採択を経て、世界的な規模で取り組みが進められています。平成12（2000）年には国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、第4回世界女性会議（北京会議）で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の実施の決意を再確認する「政治宣言」と、男女平等に向けて各国政府、国際機関、市民社会が取るべき行動指針となる「成果文書」が採択されました。

我が国においては、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定など国内法を整備した後、昭和60（1985）年に「女子差別撤廃条約」が批准されました。平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、男女が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、国・地方公共団体そして国民の責務等が明確にされました。また、平成12（2000）年にはこの法律に基づく初めての国内行動計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。さらに、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定・施行され、被害者の保護救済を図っています。

本市では、男女共同参画社会の実現を重要課題のひとつとし、市長の諮問機関として、公募による市民代表委員を含む「さいたま市男女共同参画推進協議会」からの提言や、市民の声を尊重しながら様々な施策・事業を展開しております。

このような中で、平成15（2003）年4月には「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を施行し、男女共同参画のまちづくりに関して基本目標を定め、市民・事業者との協働で取り組んでおります。また、平成16（2004）年3月にはこの条例を実効性あるものとするため「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた具体的施策の推進に全庁的な取り組みを進めております。さらに、平成16（2004）年5月には男女共同参画の活動の拠点施設として「さいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）」を開設し、女性の様々な悩みに対する相談事業の充実や学習・研修事業、情報の収集・提供事業等の充実を図ってまいります。

今後、男女平等に向けた取り組みを進めてまいります。日常の社会生活を営む中で今なお「男は仕事、女は家庭」といった固定的な男女の役割分担意識が根強く残っており、このことが女性の生き方を制約し、ひいては男性の生き方も狭めていると考えられます。男女共同参画社会の実現に向けては、男女の人権が等しく尊重され、女性が自らの選択によって生き生きと活躍でき、男性も家庭や地域に積極的に参画することが求められています。そのためには、男女平等意識を深め、講演会や各種セミナーの開催、情報誌の発行などを通して、ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）にとらわれない視点に立った意識啓発を推進していくことが重要です。

また、「育児・介護休業法」や「改正男女雇用機会均等法」の制定により、女性が働きやすい条件は制度的には整いつつあるものの、雇用・待遇・昇進などに関し不利な状況が依然としてみられ、男女の賃金格差や出産・育児のため離職した女性の再就職が困難である現実が

存在しています。そのため、女性の就業環境の整備については、国・県などの関係機関と連携し、法制度の周知を図りながら、男女が共同して家庭と仕事の両立や家族責任を担える社会環境の体制づくりが必要となっています。情報社会の現代においては、様々な情報が発信されており、その中には性的な対象としての女性を強調する表現や固定的な見方の女性観があり、女性の人権を大きく侵害しています。メディアにおいては、性の商品化や暴力表現を含む性差別的表現の是正に向けて一層の取り組みをする必要があります。

さらに、近年では夫や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）やデートDV、セクシュアル・ハラスメントが女性の人権を傷つけるものとして大きな社会問題となっています。こうした女性に対する暴力の背

セクシュアル・ハラスメント
一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」を指す。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。

景には、女性を対等なパートナーとみなしていない意識や、社会的・経済的に男性優位の制度が残っていること、そしてこれらを容認しがちな社会の風潮が考えられます。これらは、男女の不平等な関係が引き起こす問題であることから、人権の視点に立った意識啓発を積極的に推進していきます。

また、暴力被害者に対する相談の充実やサポート体制の整備のための「さいたま市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議」を設置し、庁内外の関係機関と連携を図りながら、問題の解決に向けて取り組んでいきます。

まちづくりに関わる女性と男性が、ともにその能力を最大限に発揮し、あらゆる分野に男女が平等に参画し、制度上のみならず、実質的な「男女共同参画社会」の実現に向けて、今後においても男女の人権を確立するための施策・事業を計画的に推進していきます。

③ 子どもの人権問題

子どもの人権については、平成元（1989）年に国連総会において、子どもの基本的人権を守るため、「児童の権利に関する条約」が採択されました。我が国におきましても、平成6（1994）年にこの条約を批准するとともに、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向と重点施策（エンゼルプラン）」を策定し、各種施策を推進しています。また、児童生徒の保護者などによる虐待事件が相次ぐことなどから、平成12（2000）年に「児童虐待の防止に関する法律」が成立しました。

本市では、「日本国憲法」「教育基本法」「児童福祉法」等の法令はもとより、批准された「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえながら、子ども一人ひとりの人権を尊重し、心身にわたり健やかに成長することができるよう様々な施策を実施してきました。

しかしながら、子どもを取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進行や核家族化、さらに都市化の進展などにより大きく変化し、異年齢間の交流の減少、社会体験・自然体験の不足等の問題が指摘されています。さらに、近年、子どもたちのいじめや不登校、非行、ひ

きこもり、児童虐待などが多発し、深刻な社会問題となっており、子どもの人権に関わる問題は依然として解消されておられません。

いじめの問題や、不登校は、子どもたちの生活の中でのストレスの増大、家庭・地域社会の教育力の低下、社会全体の人間関係の希薄化、子どもたちの生活体験等の不足、社会や子どもたちの急激な変化に対する学校の対応の遅れといった様々な要因が複合的に作用して起きるものと考えられ、学校、家庭、地域社会が単独では解消できない大きな問題です。

このため、子どもたちがすくすくと育つように、必要な保護や援助が受けられると同時に、子ども自身の成熟度に応じて確かな人権感覚が身につけられるよう子育て支援策を計画的に推進するとともに、保健、医療、福祉、教育、地域社会などとの連携による子育てネットワークの体系化を図り、健やかに生き生きと成長することができる社会の実現に努めています。

また、就学前における人権教育は極めて重要であり、乳幼児期においては、心身の成長・発達が極めて盛んで人間形成の基盤が培われる極めて大切な時期です。心豊かに成長していくこの時期には、身近な動植物に親しみ生命の大切さに気付かせ、人権尊重の芽生えが感性として育まれるよう取り組んでいます。幼稚園・保育園では、集団保育を通じた園児同士の触れ合いなどから人権を大切にすることを育てるとともに、乳幼児の生活全般にわたる一貫した保育が重要であるため、乳幼児期の発達段階を踏まえ、人権感覚をはじめとして道徳性の芽生えを伸ばし育てられるように家庭や地域との連携を図りながら努めています。

学校教育においては、子ども一人ひとりの教育を受ける権利の保障はもとより、学校の教育活動全体を通じて子どもの課題を人権の視点から捉え直し、学校が、子どもにとって楽しく学び生き生きと活動できる場となるよう学校運営に努めています。具体的には、ティーム・ティーチング等による個に応じた指導の推進、豊かな人間性を育成するためのボランティア活動や自然体験活動など体験的な活動の充実、道徳授業を中心とした心の教育の推進等に取り組んでいます。教職員においては、いじめの問題や、不登校児童生徒への支援に関する研修や、教育相談の手法などに関する実践的な研修を積極的に実施し、共通理解や指導体制の充実に努めています。

さらに、校内の教育相談体制の充実に向け、「さわやか相談員」を全ての中学校に配置するとともに、全ての市立学校に「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を配置、又は派遣しております。また、市内6か所の市立教育相談室・適応指導教室による教育相談や、様々な理由で登校することが困難な児童生徒への支援・指導の充実に努めています。

また、社会教育においても、地域で子育てを支援する体制の整備や家庭教育に関する学習機会・情報提供の充実が求められていることから、様々な関係機関・団体等と連携し、多くの親が集まる機会を捉えて講座等を開設しています。

今後においても、学校・幼稚園・保育園、家庭、地域、教育相談機関等の子どもの人権に

携わる関係機関との緊密な連携を一層深めながら、子どもの心身両面にわたる健全な育成を目指した人権教育・啓発の取り組みを推進していきます。

④ 高齢者の人権問題

我が国では、「高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」という基本理念のもと、「その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参加する機会」が与えられる社会の実現をめざしています。

また、国連では「高齢者のための国連原則」を平成3（1991）年の総会で採択し、平成11（1999）年を「国際高齢者年」とし、高齢者の自立・参加・ケア・自己実現・尊厳の実現をめざした活動を実施してきました。このような理念による取り組みは、諸外国に例を見ない速さで高齢化が進行している我が国の現実の中ではとりわけ急務なことであり、市政にとっても重要な課題となっています。

本市では、平成15年3月に「だれもが『若い』を常に前向きに捉え、各人の健康状態や家庭環境、人生観などに合った『豊かな高齢期』を過ごすことができるよう、すべての高齢者の自立を支援し、また、尊厳を保障しつつ、安心感と充実感のある生活を送ることができる社会の実現」をめざし、さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、各種施策を展開しています。

具体的には、まず高齢者の「生きがいと社会参加の促進」を図るため、高齢者の多様な価値観が尊重され、高齢期においても意欲や能力に応じて自己実現を図れるような環境整備として、高齢者の就業や学習、さらに地域活動の機会や場の提供、及びノーマライゼーション理念の浸透やバリアフリーのまちづくりを推進します。

次に、高齢者の「健康づくり環境の創出」を図るため、“健康は自らつくるもの”という観点から、市民一人ひとりの主体的取り組みを基本としながらも、加齢によって生じる身体機能や認知機能の低下をできる限り防ぎ介護を要する状態にならないように、介護予防や健康づくりに関する各種事業を進めます。

ノーマライゼーション
様々な人がお互いの多様性を認め合い、誰もが家庭、学校、職場、地域等で普通の生活ができることを当然とする考え方。

さらに、高齢者に対する「快適な地域生活の保障」をめざし、平成12（2000）年4月から導入された介護保険制度の居宅サービスにかかる基盤整備を進めるとともに、一人暮らしや高齢者のみの世帯など日常生活を送る上で何らかの支援を必要とする高齢者に対するさまざまな生活支援事業を推進します。また、認知症などで意思判断能力が低下した高齢者が、権利を侵害されることのないよう権利擁護や財産保全などの支援も推進します。

最後に、高齢者が「安心して暮らせる環境の整備」として、特別養護老人ホームや老人保健施設等の介護保険施設、並びに老人福祉センターや老人憩いの家などの老人福祉施設の整備を推進するとともに、良質な住宅の提供を図るための各種事業の充実を図ります。

すべての高齢者が、自立と尊厳を保ちつつ、いきいきと生活できるさいたま市をめざし、この計画を着実に推進するためには、市民と行政が一体となり協働して取り組んでいくことが不可欠となります。そのため、今後とも、すべての市民が高齢期の問題は避けてとおることのできない市民共通の課題であるということを理解し、高齢者に対する敬愛心を深め、自らの高齢期を豊かなものとすることができるよう、人権教育や健康教育、さらに研修や意識啓発をより一層推進します。

⑤ 障害者の人権問題

障害のある人の権利に関しては、1970年代から国連で、「精神遅滞者の権利に関する宣言」(昭和46(1971)年採択)、「障害者の権利に関する宣言」(昭和50(1975)年採択)、「国連障害者年(昭和56(1981)年を国際障害者年と定めること)決議」(昭和51(1976)年採択)、「障害者に関する世界行動計画」(昭和57(1982)年採択)、「障害者の機会均等に関する標準規則」(平成5(1993)年採択)などいくつもの宣言・決議が採択されました。

我が国では、これらを受けて障害者施策の総合的推進が一層大きく進められ、特に、国際障害者年は、障害者理解の促進を図ると同時に、それまで比較的障害種別に分かれて活動していた障害者団体・障害者関係団体が国連障害者年推進の事業のため一つにまとまって活動する機会にもなり、その後の多くの障害者団体同士の連携機運を高めたと言われています。

平成5(1993)年には、「心身障害者対策基本法」が改正され、「障害者基本法」となりました。法律では、すべての障害者が個人としての尊厳と権利が保障されるために、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会、経済、文化などあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としています。また、平成16(2004)年には、毎年12月3日から9日までを「障害者週間」と定め、障害者福祉に対する関心と理解を深めるとともに、障害者自身の社会参加意欲を促進することとしています。

平成18(2006)年、「障害者の権利に関する条約」が国連で採択され、平成20(2008)年に発効しました。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めるものです。

我が国は、平成19(2007)年に条約に署名し、条約締結に先立ち、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など、様々な法制度等の整備を行った後、平成26(2014)年に条約に批准しました。

本市では、条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指し、平成23(2011)年に国や全国の指定都市に先駆けて「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)を制定し

ました。

本条例の下、障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害のある人に対する理解と認識を深めるため、ノーマライゼーション条例の周知啓発を始めとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事等を実施し、障害のある人と障害のない人との交流に努めるなど、今後とも人権教育・啓発活動を推進してまいります。

⑥ 外国人の人権問題

近年、我が国では、交通手段の発展、通信情報分野における技術革新の進展等に伴い、国際化が著しく進んでいます。

特に本市におきましては国の省庁機関が集中する「さいたま新都心」や、大型スポーツ・文化イベント施設である「さいたまスーパーアリーナ・埼玉スタジアム2002」、国際空港と直結する電車・バスの運行などにより、今後ますますさいたま市を訪れる、あるいは在留する外国人の数が増加するものと思われまます。

現在、本市の外国人住民数は、約19,433人にもものぼり（2016年1月1日現在）、人口の約1.5%を占めるに至っています。国籍別では、中国、韓国・朝鮮で60%以上となり、他のアジア諸国からの方々も多く住んでいます。

本市では、このように社会が国際化していることに対応し、外国人が安心して日常生活が出来るよう、外国語による各種パンフレットの作成、日本語教室の開催や言語別による相談業務の実施等を通じ、日常生活への支援策の充実を図るとともに、市民と在留外国人との交流を図り、相互理解を促進するための各種イベント等を実施しています。

一方、学校教育・社会教育を問わず、国際理解教育を積極的に推進し、市民が異文化について正しい知識と理解を深めることが求められます。このような状況を踏まえ、特に市民を対象としては、公民館等において様々な国際理解講座等を実施し、外国人と市民との交流の場の提供や、市民に正しい国際感覚を身につける機会を設けています。

また、「さいたま観光国際協会」を支援し、NGO・NPOとの連携を確立して、姉妹・友好都市交流を中心とした国際交流事業や、市民と外国人市民との交流の場の提供等様々な事業を展開しています。

しかし、日本で生活する在留外国人の中には、日本語が十分に理解できなかつたり、異なる文化や習慣について相互理解が不十分なために、就労・就学や婚姻に関して不当な扱いを受けたり、民間住宅への入居の際に差別を受けるなど、日常生活での様々な人権侵害が生じています。特に、在日韓国・朝鮮人については、歴史的経緯等から来る民族的偏見により、交際や就職、結婚等において差別を受けており、多くの人々が本名を名乗らず、通称名（日本名）で暮らしている現状があります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、ヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。このような不当な差別的言動の解

消に向けた取組を推進するため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28（2016）年6月3日に施行されました。

これら在日韓国・朝鮮人への民族的偏見をはじめとする外国人に対する偏見や差別をなくし、外国人の基本的人権に関する諸問題を解決するためには、差別はゆるされないものであるという認識のもと、歴史的経緯や言語、文化、生活習慣等の違いを正しく理解し認めあって、共生できる社会を築き上げていく必要があります。

そのためには、市民が国際理解を深め、正しい歴史観を持つとともに、異なる言語、文化、宗教、風俗、生活習慣などを有する外国人に対して、同じ日本の社会を構成している構成員であることを認識し、差別意識や偏見を持つことなく、お互いに認め合い、理解し合う土壌づくりがますます必要となってきました。

今後は、「教育」、「啓発」、「交流」等を積極的に推し進め、習慣や価値観の違いを認め合える社会を築くとともに、外国人をコミュニティの一員として受け入れ、個人の尊厳を守れる、差別のない豊かな社会の実現に努めます。

⑦ HIV感染者等の人権問題

HIV感染者の人権問題とは、エイズ患者・HIV感染者に対する正しい理解や知識の不足により、患者及び感染者に限らず、その家族をも排除するなどの差別や偏見が生じているという問題です。

HIV感染者・エイズ患者
エイズの原因となるウイルス(HIV)に感染している人をHIV感染者という。HIV感染者=エイズではなく、感染後平均10年といわれる潜伏期間（無症状時期）があり、その後発病した人をエイズ患者という。

我が国では1980年代の後半、エイズパニックによりエイズは怖い病気というイメージが広まり、患者本人にはもとより感染者や家族に対してまでも社会的生命を脅かしました。また、

ハンセン病
らい菌によっておこる細菌感染症の一種。らい菌の毒力は極めて弱く感染しても発病する事は稀。仮に発病しても治療方法が確立されていて、早期発見・早期治療により完治する病気。

平成8年には長年にわたってハンセン病患者を強制隔離、収容してきた「らい予防法」が廃止となりましたが、未だに回復者が社会に受け入れてもらえないという現状があります。

このため、昭和63（1988）年にはWHOが提唱した世界エイズデーにあわせて、全国各地の自治体でエイズに関する正しい知識の普及・啓発活動が行われてきました。

本市では、医療関係者との連携を図りながら差別や偏見を解消すべく、HIV・ハンセン病等に関する正しい知識や理解を深めるため、講演会やリーフレットを作成・配布するなどの啓発活動を行うとともに、相談・カウンセリング体制の整備に努めています。

学校教育では、エイズは正しい知識により感染を防ぐことのできる疾病であることを的確に教えるとともに、患者や感染者に対する差別や偏見の不当性を理解し、日常生活のなかで考えられるよう学校、家庭、地域と連携しながら取り組んでいます。

今後、患者や家族の基本的人権が守られ、安心して生活していくことのできる明るい社会

の実現を目指し、H I V等の感染予防に関する正しい知識や患者・感染者に対する理解を深めるため、関係機関との連携のもと差別や偏見の解消に向けたきめ細やかな啓発活動を推進していきます。

⑧ アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、従来よりアイヌ民族独自の伝統的な儀式、風俗、習慣などの伝統文化を持っています。しかし、アイヌの人々への知識や認識の不足から、結婚や就職などにおいて依然として差別や偏見が生じております。

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、平成9（1997）年に「北海道旧土人保護法」を廃止し、新たに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統文化に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ新法）が制定されました。

アイヌ民族の誇りの源泉であるアイヌ文化の伝統等に関しては、保存・伝承されてきているものの、固有の言語などを理解している人々も高齢化が進み、若い世代に継承されるとともに多くの人々がアイヌの伝統文化を正しく理解する必要があります。

これらの趣旨を踏まえて、アイヌの人々の問題を単に文化の振興にとどまらず、人権問題として位置付けるとともに、あらゆる機会を捉えてアイヌ文化の普及やアイヌの人々に対する差別や偏見の解消に向け、積極的に教育・啓発活動を推進していきます。

⑨ 刑を終えて出所してきた人々の人権問題

刑を終えて出所してきた人々の問題では、その本人はもとより家族に対する偏見も根強いものがあり、悪意のある噂の流布などの問題が起きています。罪を犯した人や少年が非行に陥ったとしても人権は守られなければなりません。

刑を終えて出所してきた人が社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生欲と同時に家族をはじめとして職場や地域社会の理解と協力が必要です。このため、刑を終えて出所してきた人々に対する差別や偏見を除去し、社会復帰に資するための運動などと連携して啓発活動に努めます。

⑩ 犯罪被害者とその家族の人権問題

犯罪被害者とその家族の問題では、平成12（2000）年に犯罪被害者等の保護を図るため、「刑事手続きに付随する措置に関する法律」が制定されたほか、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等の一連の法的措置によって改善が図られました。また、平成16年に成立した「犯罪被害者等基本法」及び同法により政府が定める「犯罪被害者等基本計画」に基づく犯罪被害者等の権利利益の保護や、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づく犯罪被害給付制度の適正な運用が求められています。

また、犯罪行為の直接的な被害でなくマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によって、近隣の人からの対応による精神的な苦痛やプライバシーをめぐる問題が発生しており、それらの負担を強いられる生活を余儀なくされる被害者とその家族もおります。このため、犯罪がもたらす直接的な惨禍のみならずそれらに伴って生じる被害者やその家族の人権が損なわれることのない社会の実現に努めます。

⑪ インターネットを悪用した人権問題

近年では情報処理技術の進歩によったコンピューターの普及に伴い、インターネットを悪用して他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現等の掲載などの悪質な人権侵害も発生しています。

インターネット上での匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害する事実無根の記事などの差別情報を書き込みし、「意図的に差別する」というように誠に悪質で卑劣極まりない内容で人権擁護上看過することのできない問題です。このため、様々な機会を通じて個人の名誉等に関する正しい理解を深めるなどの啓発活動に努めます。

⑫ 性的少数者の人権問題

性的指向については異性愛だけではなく同性愛、両性愛、無性愛など、また性自認については心の性と体の性が一致する人と一致しない人など、性については多様なあり方が存在します。

しかし、性的指向や性自認に固定的な考え方を持つ人々による、性的指向や性自認の少数者（以下、「性的少数者」という）に対する差別や偏見が存在しています。このため、性的少数者が理解を得られず孤立してしまうことや、差別や偏見を恐れて自らの性的指向や性自認を隠して生活しなければならないことなど、精神的苦痛や社会的不利益を受けています。

平成16年7月には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には家庭裁判所の審判により戸籍上の性別の取扱いが認められるようになりました。

性的少数者に対する差別を解消していくには、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要なため、継続的な啓発活動を推進していきます。

⑬ その他様々な人権問題

現在の社会には、これまで述べてきた人権問題のほか、様々な人権に関わる問題が存在しています。

北朝鮮による拉致被害者の問題、ホームレス問題、学歴・職業に関しての問題、景気の低迷等により失業を余儀なくされた人々の深刻な労働問題、特定の人に嫌がらせを繰り返すス

トーカー問題、情報化社会の進展による個人情報等の漏えい（管理保護）問題など、私たちの身の回りには多くの人権に関する問題があります。

近年、人権問題が複雑化、多様化してきていますが、社会情勢の変化に伴ってそれぞれの人権問題が相互に絡み合っ生じる場合もあるほか、新たに生起する場合もあつて、日常生活の様々なところで人権が脅かされていることに留意しなければなりません。また、古くからの習慣や科学的根拠もなく偏見に基づいた思い込みや先入観が、無意識のうちに差別意識を植えつけてしまうこともあります。

このため、私たち一人ひとりが個別の人権問題について正しく理解し、認識していくと同時に自分の身近な問題として捉え、差別や偏見の解消に努めながら人権尊重の意識に満ちた明るい社会を形成してまいります。

3 基本計画の具体的な推進

(1) たくましく豊かに生きる力をはぐくむ教育の推進

人権という普遍的文化を構築するためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが必要です。その中でも就学前教育機関や学校教育等においては、幼児児童生徒一人ひとりの健全な育成を図りながら、たくましく豊かに生きる力をはぐくむ教育を進めていくことが重要であり、人権感覚を育てる大切な時期です。

子どもたちの人権意識をはぐくむための担い手であることを自覚すると共に幼稚園・保育園職員は、この期間における重要な指導者であり、その一人ひとりが乳幼児期からの発達段階における人格形成の上で一人ひとりの個性のちがいを、他者を尊重する心や態度を育成することが大切です。また、学校における教職員等においては、幼児教育と連動しながら児童生徒が人権問題の本質を理解し、日常生活において具体的な実践につながるよう引き続き人権意識をはぐくむ担い手として教職員研修の充実を図るとともに、人権教育に関する調査研究など総合的かつ効果的に推進する必要があります。

① 就学前教育機関における人権教育、人権啓発

次代を担う子どもたちは未来の財産であり、「児童の権利に関する条約」などにあるように人格を持った一人の人間としてとらえる必要があります。乳幼児期は心身の成長、発達が極めて盛んであり、人間形成の基礎が培われる大切な時期で、心豊かな人間性が育まれることが重要です。

幼稚園、保育園においては、子ども同士の集団生活のなかで喜びや悲しみ、共感や忍耐など体験を通して能力や個性が発揮される時期で、一人ひとりが他人の存在に気づき、相手を思いやる心を育成できるように、乳幼児の生活全般にわたる一貫した教育が行われる必要があります。

このため、幼稚園職員・保育園職員は、乳幼児の成長の様子を的確に把握しながら人権感覚や道徳性の芽生えを育てられるように、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

② 家庭、地域、関係機関との連携・交流の強化

乳幼児一人ひとりの心身の発達状況等を的確に把握して、生き生きと生活できる環境に配慮し、適切な援助を行いながら相手を尊重する気持ちや思いやりの心を育てるために、家庭や地域並びに保育園等の関係機関との連携・交流を図りながら、推進に努めます。

③ 幼稚園職員、保育園職員の資質の向上

幼稚園、保育園職員は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な場面を担当していることから、人権を基調とした保育の充実を図るため、職員一人ひとりが同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自らの人権感覚が高め

られるよう研修の充実に努めます。

② 学校における人権教育、人権啓発

学校においては、教職員共通理解のもと全教育活動を通して人権を尊重する教育の徹底を図り、様々な人権問題に正しく対処できる児童生徒の育成に取り組むことが重要です。

近年、いじめや不登校をはじめとした心の健康の問題など、解決すべき多くの課題が存在しており、児童生徒の発達過程や生活環境など全体的な姿を把握しながら、児童生徒一人ひとりが自分で課題を見つけ、自ら学び考える力を培うことができるような学習指導法の工夫、改善が求められています。

このため、学校生活に起因する人間関係の問題や同和問題をはじめとする様々な人権問題について、児童生徒の発達段階に応じて、人権教育のねらいに即した効果的な教材を活用したり、ボランティア活動などの社会体験を取り入れたりするなど、学習指導方法の工夫、改善に努めます。

③ 教職員研修の充実

児童生徒の人権教育を推進するためには、教職員の果たす役割はきわめて大きく、校長をはじめ全教職員自らが人権意識を高めるため、日々の自己研鑽を図り、豊かな人権感覚を培うことはもとより、豊かな人間性や専門的な知識・技能・幅広い教養等を基盤とする実践的な指導力や資質向上を目指した研修が求められています。

このため、児童生徒一人ひとりの人格の発達などの実態を踏まえながら、教職員自らの職責を自覚するとともに各学校における教育課題を明確にし、児童生徒一人ひとりを大切に授業ができるよう、教職員一人ひとりの技術、技能、実践力の向上を更に高め、人権教育を効果的に進めるための研究に努めながら、参加体験型の手法を取り入れるなど教職員の幅広いニーズに対応した多様な研修の充実に努めます。

また、不登校・いじめ・虐待など子どもの人権にかかわる問題に対し、教職員は発見しやすい立場にあることから人格形成の基本的な場である家庭、地域社会と学校が連携し速やかな対応を図るとともに、小さな芽を見逃さずそれらの問題が発生しないよう防止対策の確立に努めます。

(2) あらゆる場における人権教育、人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解するためには、公民館をはじめ隣保館、集会所等の学習施設はもとより家庭、地域、職場等のあらゆる場において人権尊重の心をはぐくみ、人権意識に根ざした学習を進めていくことが重要です。

市民が様々な機会を通して、いつでも気軽に参加できる場の提供、充実に努めなければなりません。人権教育・啓発の推進に当たっては、同和問題をはじめとする様々な人権問題に

ついて、これまで取り組んできた教育・啓発活動において積み上げてきた成果を踏まえ、人権文化の構築の主役である市民自らが主体的に取り組むことを基本とし、行政・教育相互の連携・協力のもと人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

① 隣保館、集会所、男女共同参画推進センター、公民館等公共施設における人権教育、人権啓発

人権文化を構築していく主役は市民一人ひとりであって、人と人とのつながりが社会を作り上げます。誰もが社会を構成する一員として自由に社会活動に参加し、お互いの人権を尊重し合う行動をはぐくむことが、豊かな共生社会の実現であり人権文化の息づくまちであるといえます。人権尊重社会の実現には市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解するとともにお互いを認め合い、尊重する意識を身に付けることが必要です。

このため、隣保館、集会所、男女共同参画推進センター、公民館等公共施設などをはじめとして市民がかかわる様々な場面で、人権についてお互いに考え話し合えることができる環境を整え、日常生活の中にある身近な人権問題をはじめとして、人権意識に根ざした具体的な実践へとつながる学習を進め、人権への配慮が態度や行動に現れるように人権感覚が着実に身につくようにするため、人権に関わる市民ニーズを的確に把握しながら魅力的な情報の提供に努めるとともに、親しみやすく、自主的に取り組めるまでに市民の意識が高められるよう効果的な研修に努めます。

② 社会教育関係団体における人権教育、人権啓発

社会教育活動に従事する人々や関係団体にあっては、各人の自発的な意志に基づき学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に人権講座の開設や交流活動など、多様な学習機会を充実させることが重要です。また、日常生活の身近なところで人権意識に根ざした具体的な行動や実践ができるような指導者の育成が求められています。

このため、地域のPTA団体や青少年団体等の社会教育団体との連携を密にし、これまでの取り組みの成果を踏まえ、さらに専門的な手法を取り入れるなどして、同和問題・女性問題・人間関係等を題材とした人権問題に関する多様な学習機会の充実を努めます。

③ 家庭、地域における人権教育、人権啓発

人権が共存する地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重を基調とした家庭教育の充実や、日常生活のなかで発生する様々な人権問題に気づくという鋭い人権感覚を身に付けることが大切です。

家庭は子どもの人間形成に大きな影響を及ぼすとともに、基本的な生活習慣を身に付けることや、家族との交流で人権尊重の精神を培うことなど大切な役割を担っています。また、地域社会では、人間同士の交流のなかで人権問題に関する正しい知識を習得するとともに、自分で考え、自分で判断して行動しなければなりません。

そのためには、家庭や地域等のあらゆる場面において自己的人権はもとより、他の人たちの人権を尊重する心を育み、人権意識に根ざした具体的実践へと結びつく学習の充実に努めます。

④ 企業における人権教育、人権啓発

企業は営業活動などの様々な活動を通して、地域や市民と深い関わりあいがあり、市民生活にも大きな影響力を持っています。また、社会とのかかわりのなかで企業活動を展開するうえでは、基本的人権が尊重される豊かな社会づくりに貢献するといった社会的責任も担っています。

企業においては、すべての人々の就職機会の均等を確保するための公正な採用選考はもとより、配置・昇進や企業内における基本的人権の確保をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢社会への対応、地球環境の保全等、果たすべき役割はますます大きくなっています。同和問題をはじめとして様々な人権問題についての社内研修を計画的に実施して、それぞれの職場で社員・従業員一人ひとりの人権が尊重され、明るく働きやすい職場を実現することが必要です。

このため、公共職業安定所や労働基準局などと連携し「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」「育児・介護休業法」「高年齢者雇用安定法」「障害者雇用促進法」などの法制度の周知に努めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員を設置している企業はもとより、金融、保険業など多くの企業に参加を呼びかけ、定期的な研修に努めます。

また、企業自らが社内の人権意識の高揚を図る企業内研修を積極的に推進できるよう、講師の派遣・紹介や一部補助等の支援施策を実施するとともに、より効果的な研修となるように啓発冊子や資料、情報の提供に努めます。

(3) 特に人権と関わりの深い者に対する人権教育、人権啓発の推進

本基本計画を推進するためには、あらゆる人々を対象とする人権教育・啓発を進めることが必要です。特に市職員、教育関係職員、社会教育関係者、福祉関係者、保健医療関係者、マスメディア関係者など、人権擁護に深く関わりを持つ職業に従事する人を対象とした人権教育・啓発の推進が重要です。

本市の人権施策の推進に当たっては、人権の尊重を視点において、これまで取り組んできた成果を踏まえて企画、立案し、職員のなかでも特に人権と関わりの深い職員は、さらに人権問題を正しく理解し、それぞれの立場において適切な対応が行われるように人権教育・啓発の充実に努めます。

① 市職員

全体の奉仕者である市職員は、憲法の基本理念である基本的人権尊重の視点に立ち、人

権に配慮した施策を推進するとともに、啓発に当たっては指導者的役割を担っています。

このため、すべての職員は、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めて人権感覚を身に付け、日常の業務を通じて問題解決に向けた態度や行動が実践できるとともに、日常生活においても人権啓発の指導者的役割を果たしていくことが求められています。

研修に当たっては、様々な人権に関する研修を職員研修の重要課題の一つと位置付け、全職員を対象として新規採用職員研修などをはじめとした基本研修、課題別研修などを実施し、全職員一人ひとりが人権感覚の自己研鑽に励むよう一層の充実を図ります。

特に、消防職員、防災活動に従事する職員にあっては、市民の生命と暮らしを災害などから守る立場にあり、さらに豊かな人権感覚を身に付けられるように努めます。

② 学校教育関係者

21世紀を担う子どもたちの人権尊重の心を育成する人権教育の推進を図るためには、教育活動に携わるすべての人がそれぞれの学校などで子どもたちの現状や課題を理解し、様々な教育実践を人権尊重の視点から総合的に見直していくことが求められています。自らの人権意識を高めるため自己研鑽はもとより、各種研修会等へ自主的に参加して、自らの資質の向上に努める必要があります。

そのため、教職員一人ひとりが指導方法の改善や充実が図られるよう、人権教育を視点においた内容、方法等を具体的かつ明確にするなど創意工夫した校内研修等を推進し、児童生徒の教育実践に生かせるように努めます。

③ 社会教育関係者

公民館などにおいて、同和教育をはじめとする様々な人権問題に関する研修の助言、指導に当たっている社会教育主事をはじめとした社会教育関係者は、人権教育の推進に大きな役割を担っています。

人権尊重にあふれた地域社会を築くためには、市民一人ひとりが人権問題を自分の問題として捉え、常に人権感覚を持って行動できる必要があります。そのため、人権に関する学習に携わる社会教育関係者一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、人権意識に根ざした具体的な実践ができるよう資質の向上に努めなければなりません。また、社会教育関係団体は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域社会づくりに対して、社会教育関係団体の果たす役割は極めて大きなものがあります。

このようなことから、人権に関する理解や認識をより一層深め、人権教育の指導者としての研鑽に努め創意工夫を凝らした研修ができるように努めます。

④ 福祉関係者

民生児童委員、保護司、ホームヘルパー、介護福祉士、保育士などの福祉関係者は、地

域において日常的に福祉にかかわり、各種の福祉施策や要介護者の家庭における介護をはじめとして、様々な人々の相談など個人の生活に直接触れながら活動を行っており、職務の遂行に当たっては人間の尊厳と個人のプライバシーの保護に十分配慮し、人権意識に立脚した判断力と行動力が求められています。

このため、これまで行われてきた様々な研修を人権の視点から見直し、人権意識の一層の向上が図られるよう人権教育を充実させるとともに、研修会への取り組みの働きかけに努めます。

⑤ 保健、医療関係者

病院や診療所などにおいて医療業務に携わる医師、看護師、医療技術者等や、市民の健康に関する相談や訪問指導などを行う保健師などの医療関係者は、市民の健康と生命を守ることを使命とし、その業務を通じて個人の生活に深く関わっており、個人として尊厳を尊重することはもとより、病歴や相談内容の個人情報やプライバシーの保護に努めるなど、人権に対してきめ細かい配慮が必要となります。

このため、保健、医療に携わるすべての関係者が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の一層の向上が図られる人権教育の充実に努めます。

⑥ マスメディア関係者

情報化社会の進展が著しい今日、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットからの情報は、市民生活を送るうえで必要不可欠な部分が多大であり、人々の意識の形成に大きな影響力を持っています。

このため、マスメディアに従事する関係者は、人権尊重の社会を形成するうえで重要な役割を担っており、人権感覚に視点を置いた取材活動や情報の提供、管理が求められています。

このようなことから、人権問題に対する正しい理解と認識を深められる人権教育の自主的な取り組みができるよう支援します。

(4) 地域に密着したきめ細かい啓発活動の推進

近年、人権問題が多様化、複雑化してきており人権文化を構築するためには、幼児期から高齢者に至る幅広い市民を対象に、地域に密着したきめ細かい啓発活動をそれぞれのライフサイクルに応じて総合的に捉え、効果的に推進していかなければなりません。

あらゆる人々があらゆる場における人権教育を通じて、自分の人権はもとより、他の者の人権を認識し、身近な人権問題に気付くとともに課題の解決に向けての方法を身に付ける学習であり、総合的かつ体系的な視点から推進していくための学習環境の整備や効果的な啓発手法、啓発資料の活用、教材の整備、情報の提供、さらに人材の育成を図る必要があります。

す。

また、各種研修会、講演会などに一人でも多くの方々が参加していただけるよう、その在り方を工夫することが重要です。

① 学習環境の整備

人権教育を推進するためには、自発的意思に基づき様々な学習機会で自由に取り組みながら

ら、自己の成長を図るとする生涯学習の中に位置付けて進めることが効果的です。

本市においては、地域における市民の身近な学習施設として、公民館や図書館、隣保館などが生涯学習の拠点として大きな役割を担って活動を展開しています。また、このほかの施設でも人権教育を積極的に推進しておりますが、全市民がいつでも、どこでも学べるといった学習ニーズに応えるために学習環境を整備する必要があります。

このため、市民の学習意欲や多様な関心といった学習ニーズを的確に捉えて、すべての市民が同和問題をはじめとした様々な人権問題について、身近な問題として取り組むことができるよう、学習環境の整備に努めます。

② 効果的な啓発手法の研究、開発

効果的な啓発を推進するに当たっては、学校や地域、職務を通じた取り組みのなかで積み上げられた内容を踏まえ、それぞれの発達段階に応じた啓発手法や、感性に訴える手法を開発することが重要です。

このため、日常生活のなかで人権との関わりを自覚できるよう身近にある具体例を取り上げたり、表現や内容をわかりやすくしたり、参加者同士の自由な意見交換や討議を取り入れるなど工夫し、市民が主体的に取り組めるように研究していきます。また、研修会や講演会では講義形式の知識詰め込み型が多くありましたが、参加体験型などの学習形態や、パネル展示、パネルディスカッションを取り入れるなどの改善に努めます。

③ 啓発資料の作成、活用

情報化社会といわれる今日、人権教育・啓発を推進するうえで学習教材は重要な役割を担っております。学習活動を効果的に進めるには、それぞれの発達段階に応じた教材の整備が重要で、幼児期にあっては、様々な遊びや生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを育むような教材、学校においては、児童生徒の関心や意欲を引き出せるように身近なことを題材とした教材、また、地域社会や職場においては、より身近で日常生活に関わり深い内容にすることが効果的です。

このため、市民の様々なニーズを把握しながら、地域社会に関する学習情報を収集し、身近で具体的な人権課題を親しみやすく、理解しやすい表現を用いるなどして、共感、理解が得られるような啓発資料の開発、整備に努めます。

具体的には、感性に訴える具体的事例の紹介やイラストの活用など、工夫を加えながらわかりやすい各種啓発冊子、人権標語や人権作文集、リーフレットなどを作成し、研修会や講演会などにおいて活用を図っていきます。

④ 視聴覚教材等の整備

多くの人々が集まる講演会などにおいて、同じ情報を同時に多数の人々が共有できる啓発ビデオや啓発映画フィルムなどの視聴覚教材は、感性に訴えるための効果的な手段の一つです。

このため、これまでの啓発効果の見直しを行うとともに、対象者のニーズを把握しながら同和問題啓発ビデオ/DVDをはじめとした様々な啓発ビデオ/DVDなどの視聴覚教材の整備に努め、講演会や研修会における活用はもとより、市内の学校、企業、各種サークルなどに無料貸し出しを行っていきます。

⑤ 情報の提供

人は様々な情報のなかで暮らしておりますが、身近な地域社会に関する情報は必ずしも十分とはいえません。効果的な学習活動を推進するためには、市民が自らの関心でいつでも、どこでもといった学習機会の情報が得られなければなりません。

そのため、学習施設の紹介や学習教材の入手方法などの情報を、全戸配布する市報や学習情報誌などを活用してより多くの方々に提供します。

また、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアを通じて行われる情報は、市民に大きな影響を与えるもので有効な伝達手段であることなどから、これらのマスメディアとの連携を図り、様々な形で人権に関する事柄が取りあげられるよう働きかけを行ってまいります。さらに、情報化社会の最先端であるインターネットでも人権ホームページを開設して、市民が情報を容易に受けやすい体制づくりに努めます。

⑥ 人材の育成

人権教育を広く市民の間に普及させ人権尊重の社会を実現するには、専門的知識を持ち人権に関する体系的な研修を企画・立案し、日常生活において市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉えられる人権意識を根付かせることのできる、指導者を育成することが重要です。

そのため、専門的資質を養う研修会・人権セミナーなどを充実させることはもとより、人権教育の様々な分野における指導者養成講座等に参加するとともに、各分野における専門の指導者との交流や連携を促進させ、指導者としての資質向上に努めます。

また、市民の日常生活の身近な地域における中核的役割を担う指導者は重要であることから、地域に密着した人材の育成に努めます。

⑦ イベントの開催

人権文化を構築していくためには人権意識に根ざした学習を継続的・体系的に進めるほか、具体的な啓発活動として欠かすことのできない研修会・セミナー・講演会・パネル展等の各種イベントを開催し、一人ひとりが様々な人権問題についての理解を深めていくことも重要です。各種人権問題を考えていく上では多くの人々との交流を深めながら意見交換をし、相互理解を図ってお互いの人権を尊重する意識を醸成することが大切です。

このため、人権問題の様々な分野で活動している人を講師として招いての研修会・講演会等を開催する他、交流・ふれあいを深めて意見交換ができる場である女・男フェスタや障害者スポーツ大会等の開催に努めます。

また、市内小・中学校の児童生徒から募集した人権標語・人権作文の優秀作品については、啓発物等への掲載や人権標語ポスターを市内公共施設等へ掲出し、人権問題に対する理解と認識を深められる活用を図り、積極的な啓発活動に努めます。

(5) 様々な人権問題に対する相談システムの充実

人々が暮らす社会の中には、いじめ、女性、障害者、外国人等に関する様々な人権侵害の問題が存在し、市民からの相談内容は、今日の社会環境等の変化を反映してますます複雑・多様化してきている状況があり、それらの相談にはよりの確、迅速な対応を図る必要があります。

特に、人権侵害が発生した際に適切な措置を講ずることは極めて重要であり、市民が気軽に相談できる体制整備を図り、きめ細やかな相談活動の活性化、充実強化に取り組むことが求められています。

このため、プライバシーに十分な配慮をしながら、今日の人権相談の窓口である法務局や各種関係機関との密接な連携を図りながら、相談の在り方を検討して様々な人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

① 相談事業の充実

今日の市民生活に関する人権相談については、社会環境の変化を反映して複雑・多様化してきておりますが、適切、迅速な対応を図るとともに相談を必要としている人々のプライバシーの保護に充分配慮したきめ細やかな相談ができるよう、その体制整備を充実させる必要があります。

また、人権相談や法律相談・健康相談・福祉相談等の開設に関する情報については、市報への掲載やパンフレットを作成して、広報活動に努めなければなりません。

このため、各種人権問題の相談に携わる人権擁護委員等との連携を更に深め、各種人権擁護活動を効果的に支援しながら、様々な分野における相談体制の充実に努めます。

② 相談システムの充実

市民の方々が抱えている悩み事などを気軽に相談できるよう、各種の相談に的確に対応

していける人材の確保や、社会情勢に対応できるための様々な情報を共有できるよう、各種関係機関とのネットワーク化を図るなど、相談システムを充実させることが重要である。

このため、人権相談窓口の法務局や各種関係機関とのネットワーク化を図りながら連携して、相談システムの充実に努めます。

4 基本計画の実現

1 推進体制の整備

この基本計画は、市民一人ひとりに人権尊重の意識が根付き、人権文化を構築することを目的として策定します。また、この基本計画の積極的な展開を図るため、「さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部」のもと、関係部局相互の緊密な連携を図りながら、全庁体制で取り組みを進めます。

2 連携、協力体制

人権教育、啓発を推進するに当たっては、国や埼玉県などの関係機関等との連携を図るとともに、企業や民間運動団体とも連携しながら、それぞれの果たすべき役割に応じた人権教育、啓発の推進を図ります。

3 計画の評価と見直し

国連や国の動向、社会情勢等の変化を踏まえながら、本基本計画の目標達成に努力し、その進捗状況と効果について評価を行い、その結果を本市の行政施策に反映させるとともに、必要に応じ見直すこととします。

参 考 資 料

- 1 さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱
- 2 世界人権宣言（抜粋）
- 3 日本国憲法（抜粋）
- 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 5 人権教育のための国連10年国内行動計画

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 「人権教育及び人権啓発」に係る施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第5条 本部会議の円滑な運営に資するため、本部に幹事長、副幹事長及び幹事で組織する幹事会を置く。

2 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶 務)

第6条 本部の庶務は、人権政策・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
本 部 員 名 簿**

本 部 長 市 長
副 本 部 長 副 市 長
副 本 部 長 教 育 長

本 部 員
水道事業管理者
理事<指定>(市長公室担当)
都市戦略本部長
総 務 局 長
財 政 局 長
市 民 局 長
スポーツ文化局長
保 健 福 祉 局 長
子ども未来局長
環 境 局 長
経 済 局 長
都 市 局 長
建 設 局 長
西区役所 区長
北区役所 区長
大宮区役所 区長
見沼区役所 区長
中央区役所 区長
桜区役所 区長
浦和区役所 区長
南区役所 区長
緑区役所 区長
岩槻区役所 区長
消 防 局 長
会 計 管 理 者
水 道 局 長
議 会 局 長
副 教 育 長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監 査 事 務 局 長
農業委員会事務局長

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
幹事名簿

幹事長 市民局 市民生活部 部長
副幹事長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課長

職 名
市長公室 広報課長
総務局 総務部 総務課長
総務局 人事部 人材育成課長
市民局 市民生活部 市民生活安全課長
市民局 市民生活部 コミュニティ推進課長
保健福祉局 保健部 健康増進課長
保健福祉局 福祉部 福祉総務課長
保健福祉局 福祉部 生活福祉課長
保健福祉局 福祉部 障害政策課長
保健福祉局 福祉部 障害支援課長
保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課長
保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課長
保健福祉局 長寿応援部 介護保険課長
保健福祉局 市立病院経営部 病院総務課長
保健福祉局 保健所 保健総務課長
子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課長
子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課長
子ども未来局 幼児未来部 幼児政策課長
子ども未来局 幼児未来部 保育課長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 北部児童相談所長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課長
子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 総務課長
経済局 商工観光部 労働政策課長
経済局 商工観光部 観光国際課長
消防局 総務部 消防総務課長
水道局 業務部 水道総務課長
教育委員会 管理部 教育総務課長
教育委員会 学校教育部 指導1課長
教育委員会 学校教育部 特別支援教育室長
教育委員会 学校教育部 指導2課長
教育委員会 学校教育部 総合教育相談室長
教育委員会 学校教育部 健康教育課長
教育委員会 学校教育部 教育研究所長
教育委員会 生涯学習部 人権教育推進室長
教育委員会 生涯学習総合センター副館長
教育委員会 中央図書館 管理課長
人事委員会事務局 任用調査課長

世界人権宣言（抜粋）

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。（後略）

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保

護を受ける権利を有する。

第26条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。(後略)

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。(後略)

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。(後略)

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月6日施行

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。（後略）

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。（後略）

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（後略）

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。（後略）

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。（後略）

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。（後略）

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。（後略）

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。（後略）

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日

人権教育のための国連10年推進本部

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年（1996年）3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年（1996年）12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1 基本的考え方

（1）冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会（平成6年（1994年）12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、

女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

- (2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年（1996年）5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

- (3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。

このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

- (4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事

する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

- (5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。

また、本10年の実施に当たっては、国内の実施措置とともに、国際社会、なかならずアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

- (6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

2 あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- ① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
- ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
- ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
- ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。そこで、以下のとおり特定

の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

① 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。

② 矯正施設・更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

③ 入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

④ 教員・社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑤ 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

⑥ 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨ 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者そ

の他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

⑪ 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

⑫ 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

⑬ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年（1993年）6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年（1996年）7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。

② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組

を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。

- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
- ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
- ⑪ 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

（2）子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。

- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にした個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。
- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配付、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。
 - ア 人権問題啓発推進事業
 - イ 小規模事業者等啓発事業
 - ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
 - エ 教育総合推進地域事業
 - オ 人権教育研究指定校事業
 - カ 人権教育総合推進事業
 - キ 人権思想の普及高揚事業
- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交

換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐる様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

(8) HIV感染者等

① HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配付、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよ

う、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配付等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

（9）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

（10）その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

4 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- ① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。
- ② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。
- ③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。
- ④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には同宣言をテーマとすることを検討する。
- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5 計画の推進

（1）この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。

- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

「人権教育及び人権啓発推進」

さいたま市基本計画

平成13年12月（平成16年4月一部改正）

（平成30年4月一部改正）

発行 さいたま市 ・ さいたま市教育委員会
編集 さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
事務局 さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課